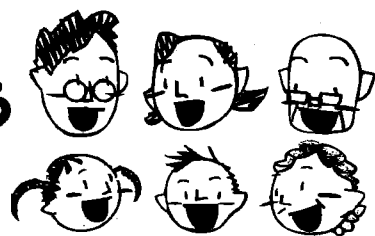


もっと  
教えて!

## 住民自治による まちづくり



**Q** 地域協議会はあく設置しないといけないの?

**A** 先行地域と一緒に課題や問題点を検証し、適宜、各地域へ報告していきます。その結果を踏まえ、地域の皆さんで十分話し合い、協議が整ったときに地域協議会の設立をお願いします。  
組織づくりや事業計画など、地域に必要なことを地域住民の皆さんとじっくり検討しましょう。

**Q** 自治会がなくなってしまうの?

**A** 地域協議会は、自治会だけで対応できない課題、あるいは広域的な課題への対応、また人材の確保などを図るために設置するものです。  
一方、自治会は、小さい単位で、地域の親睦と住み良いまちづくりを担う自律した地縁団体であり、役割が違います。  
自治会は、地域協議会を構成する重要な組織です。

**Q** 本来住民サービスは行政が担うものではないの?

**A** 法律で定められた事業や、学校教育、道路整備など行政でなければできないことは行政が責任をもって実施していきますが、「個人でできることは個人で解決する(自助)」「個人で解決できないものは地域で解決する(共助)」「地域で解決できないものは行政が解決する(公助)」の考え方のもと、地域(地域協議会)と役割分担を行うものです。例えば、近所の公園の清掃等は地域で担っていただき、市は大規模な工事を行ったり、新しい公園をつくるといった役割を担う、といったことなどがあげられます。

**Q** 地域協議会も設立したら地域に  
どういったメリットがあるの?

**A** 市内の各地域にはそれぞれに地域特性があり、抱える課題も異なっています。一方、市が提供するサービスは全市的な観点から一律・公正・公平を基本としてきました。このことから必ずしも的確に地域課題に対応できたとは言えません。これからは地域協議会によって自分たちで地域課題の解決を図ることができるようになります。また、設立を契機として類似事業の整理や効率的な実施方法を考えることも可能です。

**Q** 必ず地域住民は参加しないといけないの?

**A** 防犯、防災、子育て、青少年育成、高齢者福祉、環境問題など地域で抱える課題は増大しています。一人で解決しようとしてもうまくいきませんが、多くの人が集まれば問題の解決も早くなります。  
地域に住む子どもからお年寄りまでが、地域の公益活動に参加することで、活動が活発になり、地域は大きく生まれ変わります。  
多くの方々に、まちづくりについて考えていただくことが、まちづくりの第一歩となります。地域のみなさんの参加をお願いします。

### お気軽にお問い合わせください。

住民自治に関するお問い合わせは、市役所市民活動支援課、支所総務振興課、または、皆さんのお近くの出張所にお尋ねください。  
また、今後の情報提供等については、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等において随時行います。

市民活動支援課 住民自治推進係

TEL: 025-4452 FAX: 22-8123  
E-mail: [shimin@yatsushiro.lg.jp](mailto:shimin@yatsushiro.lg.jp)

発行 平成24年5月発行

か  
**加** たって、  
かた  
**語** って、

## 協働によるまちづくり

# 住民自治によるまちづくり がはじまります

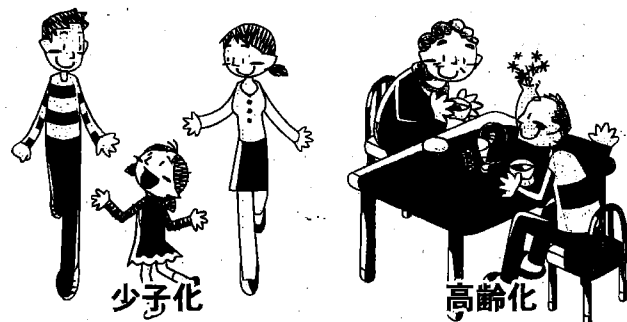


# 『住民自治によるまちづくり』ってなあに？

## どうして今、『住民自治によるまちづくり』なの？

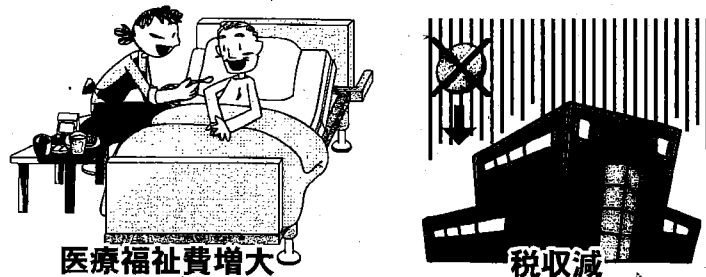
### 自治会単位での活動に限界が...

- ◆少子・高齢化 ⇒ 自治活動の担い手不足等
- ◆核家族化・都市化 ⇒ 自治意識の希薄化等
- ◆住民ニーズの多様化 ⇒ 役員への負担増大等



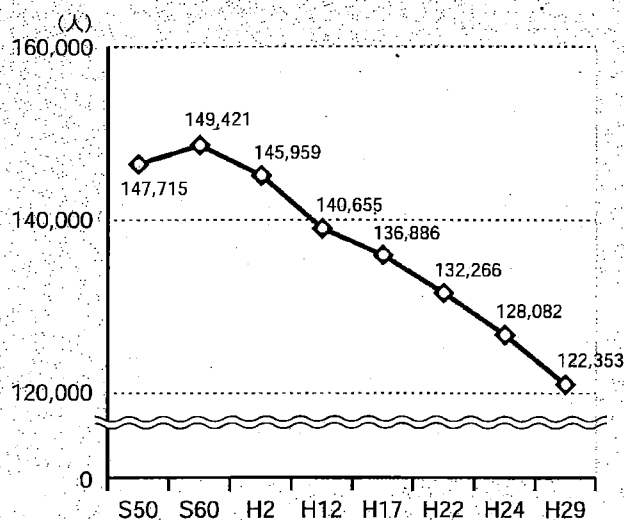
### これまでの行政サービスは限界に

- ◆少子・高齢化 ⇒ 医療福祉費の増大等
- ◆地方財政のひっ迫 ⇒ 行財政のスリム化
- ◆地方分権の進展 ⇒ 権限移譲による役割の増大等

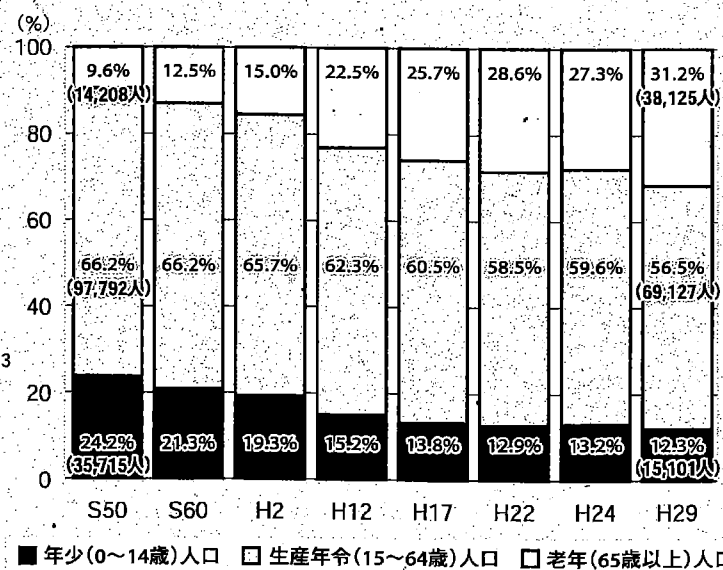


## 人口の減少と少子・高齢化の進行

八代市の人口推移と推計



八代市の年齢階層別人口推移と推計



■年少(0~14歳)人口 □生産年齢(15~64歳)人口 □老年(65歳以上)人口

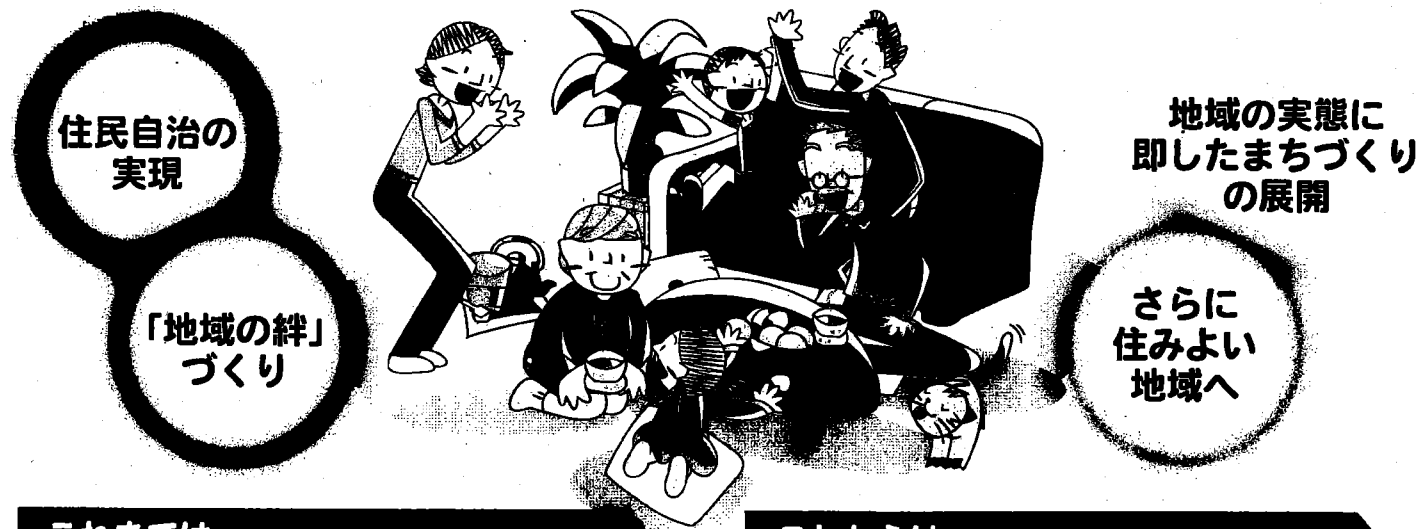
※平成24年以降の数値は推計値

少子・高齢化の進行と生産年齢人口の減少により、市の財政規模は縮小、硬直化していき、多様な住民サービスに十分に対応することが困難になることが予想されます。

## 八代市がめざす住民自治によるまちづくりとは

地域力を高めるために、「自分たちの地域のことは自分たちで決め、そして自分たちで運営していく」新しい自治組織である「地域協議会」をつくり、地域が主体となり、市と協働しながら安心・安全な地域をみんなで築いていくことです。

### ～地域で考え地域で行動するまちづくり～

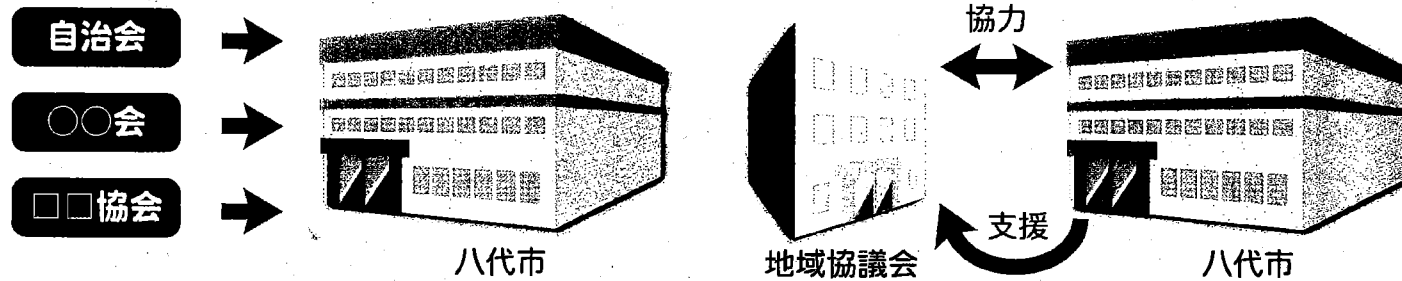


#### これまで

自治会をはじめとする各種団体がそれぞれの目的をもって活動し、個別に市と協力して個別の課題を解決してきました。

#### これからは

自治会をはじめとする各種団体が相互に連携・協力して、地域協議会として活動し、市はその活動を支援し、協働してまちづくりをすすめていきます。



#### ■地域課題の解決

地域ごとの課題や住民のニーズに応じた独自の事業を地域の皆さんで考えて、実施していくことが可能となります。

#### ■住民参加によるまちづくり

自治会単位の範囲をこえ、地域にある人材・資源を有効に活用することにより、地域住民主体の参画型社会の実現が可能となります。

#### ■協働による住民ニーズの対応

個人、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、企業などが市と協働で地域のまちづくりに取り組むことによって、効果・効率的でより住民のニーズに沿った公共的サービスを実現することができます。

# 地域協議会ってなあに?

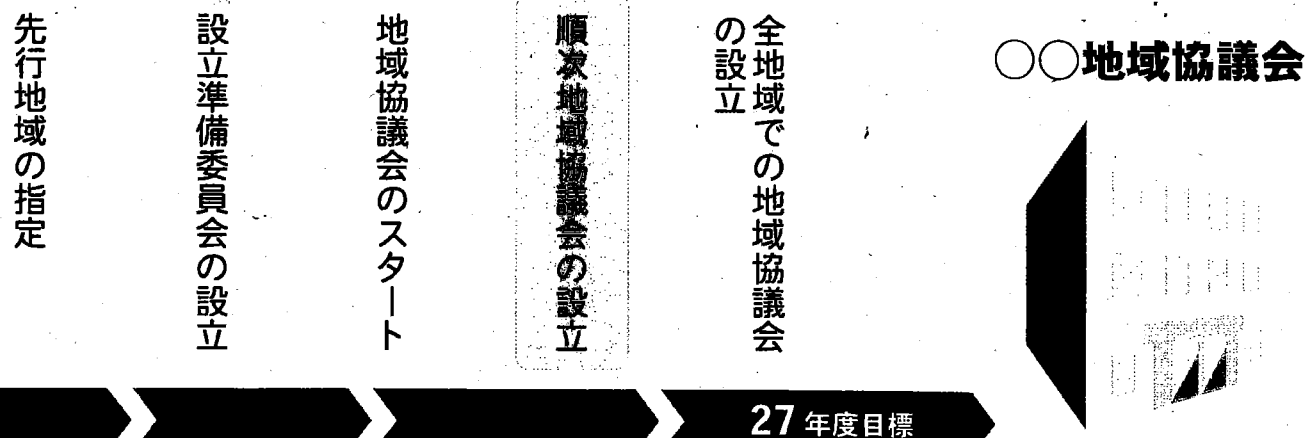
## 地域協議会とは

地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定機関及び活動機関です。

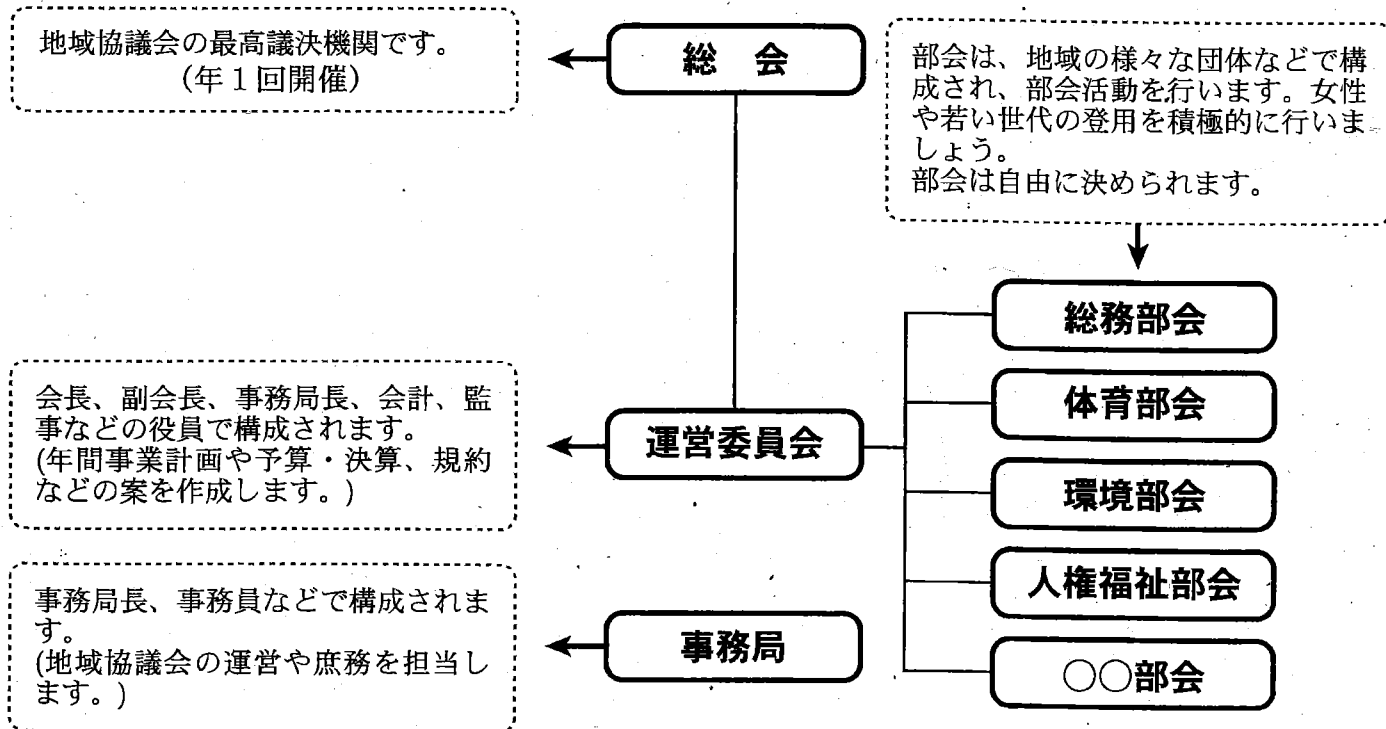
## 設立範囲

概ね小学校区を単位に設立（ただし、異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します。）

## 地域協議会設置のスケジュールについて



## 地域協議会の組織イメージ（部会型の例）



## まちづくりの進め方

### 1 設立準備委員会の設置

地域協議会の立ち上げは、まちづくりへのはじめの一步となります。まずは小学校区単位で自治会長の方々などが集まり、地域協議会の設立準備委員会を設けて、組織化に向けた取り組みを始めましょう。なお、これからの地域づくりには女性の感性や視点を活かすことが重要となります。設立準備委員会から委員として女性も積極的に参加しましょう。

### 2 規約の整備

実際に地域協議会を運営するための規約を整備します。地域協議会の活動は、この規約に基づいて行います。

### 3 事業計画・予算

地域協議会の組織や部会ごとに活動方針を決め、年間の事業計画を作成し、予算の編成を行います。

### 4 地域（校区）住民への説明

設立準備委員会において組織構成、規約、事業計画、予算が出来上がっても、地域（校区）住民や参加団体の賛同を得なければ、組織として機能しません。随時説明会を行い、理解を得ることが重要です。



### 5 設立総会

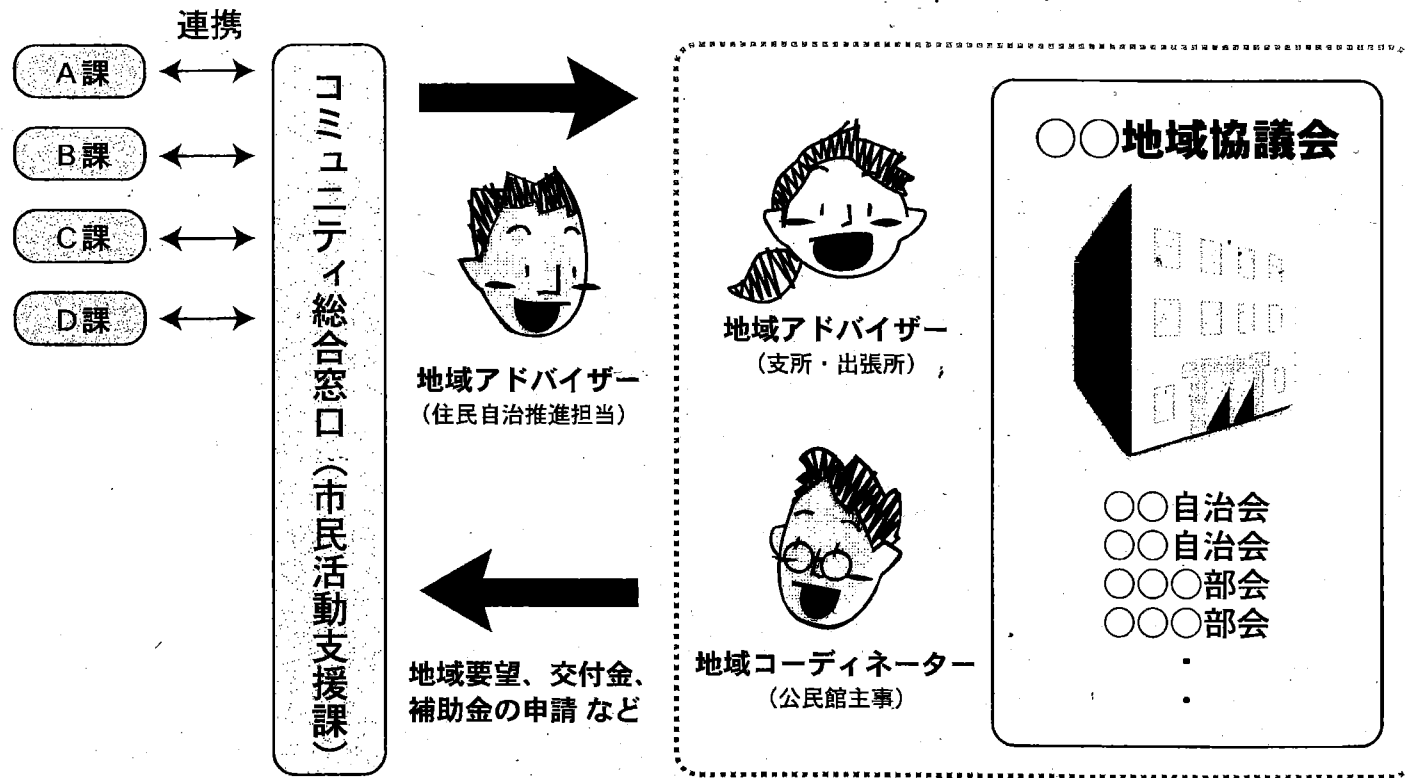
①から④までの手順を踏まえ、最終的には地域（校区）の総意を集約する設立総会において議決することが必要です。

## これまでの進捗状況について

市では、平成27年度までに市内全校区に地域協議会の設立を目指しています。平成23年3月には、代陽、麦島、金剛、二見、東陽の5校区を第1期先行地域として指定し、約1年間をかけて「設立準備委員会」において検討、協議を重ね、平成24年度から住民主体の新たなまちづくりがスタートしました。

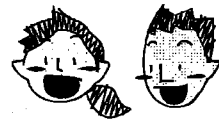
# 具体的な行政支援は?

## 地域協議会への運営支援について



地域活動がスムーズに進めることができるように、市役所本庁にコミュニティ総合窓口（市民活動支援課）をおき、いつでもコミュニティに関する相談ができるようにします。

### ◆地域アドバイザー（助言、調整）



市民活動支援課、支所総務振興課及び出張所の地域を担当する職員が「地域アドバイザー」となり、組織運営に関する助言や調整を行い、地域の取り組みを支援していきます。

### ◆地域コーディネーター（実務支援）



地域住民の身近なところでまちづくりの支援や調整ができるように、公民館主事が「地域コーディネーター」となり、実務的な支援を行う体制づくりをすすめます。

なお、地域協議会設立後は、地域協議会と市とで対等な協力関係のもとでまちづくりをすすめるための役割分担等を定めた「パートナーシップ協定」を締結します。

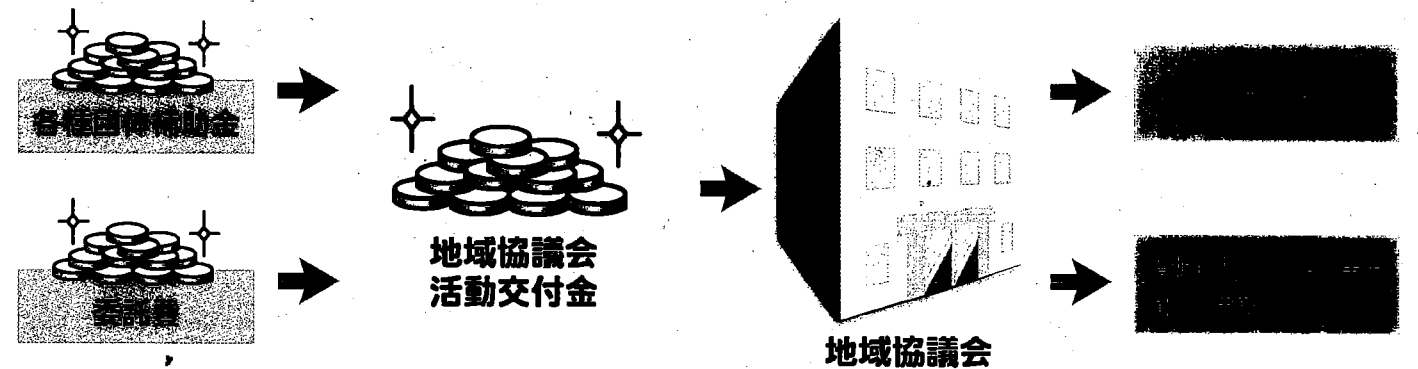


## 地域協議会活動交付金について

「地域協議会活動交付金」とは、住民主体のまちづくりを推進していくために、地域協議会に配分する交付金のことです。

地域住民のみなさんの知恵やアイデアにより、地域の状況に応じたまちづくりの活動や事業に活用できます。

なお、これまで市から各種団体などに交付していた10の補助金などを統合して、その財源とします。その際、現行交付額を下回る校区には、平成32年度まで暫定措置として、その差額を補てんすることとします。



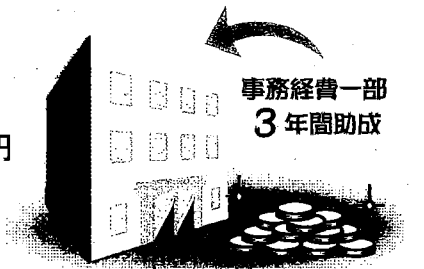
## 組織運営経費に対する助成について

市では、地域協議会の組織設置後、組織の運営に必要となる備品等の事務経費の一部を助成します。

ただし、組織設置後から3年間を限度とします。

■一律補助：150万円を交付

1年目110万円、2年目20万円、3年目20万円



## 組織運営育成強化支援補助金について

住民自治によるまちづくりへの取り組みをより推進するために地域協議会に対して、要望に応じた支援を行います。

■交付期間：平成24年度～平成26年度の3カ年

■交付額：補助限度額30万円（1会計年度、1地域協議会あたり）

■支援内容：人材育成研修費  
：先進地視察研修経費  
：新規チャレンジ事業 など